

# お知らせ

## 「外来腫瘍化学療法診療料1に係る掲示」

### 1. 院内の体制について

専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時1名以上配置され、本診療科を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されております。

### 2. 緊急時の体制について

急変時などの緊急時に、当該患者が入院できる体制が確保されています。

### 3. がん化学療法委員会について

実施されるレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を年1回以上開催しています。化学療法に携わる医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師及びその他の職種から構成されます。